

石垣市ヤシガニ保護条例

(目的)

第1条 この条例は、石垣市民共有の財産であるヤシガニの持続的な活用を目指し、適正な資源管理体制の構築と将来にわたる継続的な保護活動を図るため、市と市民(滞在者を含む。以下同じ。)が一体となってヤシガニの保護に努め、市及び市民の共有資産として継承することを目的とする。

(保護対象)

第2条 この条例において保護すべき対象は、石垣市に生息する野生生物であるヤシガニ(学名 *Birgus latro*)とする。

(市の責務)

第3条 市長は、ヤシガニの生態状況を把握し、これに対応する保護のための施策を策定し、これを実施するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、この条例の趣旨に基づき、ヤシガニの保護に努めるとともに、市が実施するヤシガニの保護に関する諸施策の策定及びその実施に協力しなければならない。

(保護区の指定)

第5条 市長は、ヤシガニの保護及び生態を調査研究するために保護区を指定することができる。

2 市長は、前項で保護区を指定したときは、その区域を告示しなければならない。

3 市長は、保護区の区域等に変更の必要があると認めた場合には、これを変更することができる。

4 市長は、保護区の指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除することができる。

(財産権の尊重)

第6条 市長は、保護区を指定する際に関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、その他の公益との調整に留意しなければならない。

(保護区内での捕獲等禁止)

第7条 何人も、次の各号に掲げる場合のほかは、保護区内において、ヤシガニを捕獲又は殺傷(以下、「捕獲等」という。)してはならない。

(1) 非常災害のために必要な応急処置を行うためにする場合

(2) 市長が学術研究、学術調査その他の公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合

(保護区外における解禁期間等)

第8条 何人も、前条各号に掲げる場合のほかは、保護区外において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 毎年9月1日から11月30日までの間を除く期間に、ヤシガニを捕獲等すること。

(2) 前号の規定にかかわらず、雌のヤシガニ、又は胸長40ミリメートル未満若しくは胸長55ミリメートル以上の雄のヤシガニを捕獲等すること。

(罰則)

第9条 第7条又は第8条の規定に違反してヤシガニを捕獲等した者は、10万円以下の罰金に処する。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の規定は、第5条第2項の規定により保護区が告示された日から起算して3ヶ月を経過した日から施行する。